

第2期鳥取県国民健康保険運営方針の策定

令和元2月20日
医療・保険課

鳥取県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）については、平成30年3月にその対象期間を3年間（平成30年4月1日から令和3年3月31日まで）とする第1期運営方針を定めている。

このため、国民健康保険法第82条の2第1項の規定により、令和2年度中に第2期運営方針を策定する必要がある。

策定に当たっては、次のとおり進める方針とする。

- 1 県・市町村国民健康保険連携会議（以下「連携会議」という。）において、第1期運営方針についての見直しすべき項目等を検討の上、国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に報告

《主な検討項目》

- ・医療費指数を反映させない取扱い
- ・市町村ごとの健康づくりを一層推進する仕組み 等

- 2 協議会での意見を踏まえ、連携会議において、第2期運営方針の素案を作成。
- 3 協議会において、素案に対する審議
- 4 協議会での意見を踏まえた運営方針（案）についてパブリックコメントの実施
- 5 パブリックコメントを踏まえた最終案を連携会議、協議会で協議

《H30 第1期運営方針策定の場合》

県・市町村国民健康保険連携会議（答申までの開催回数）H28 5回 H29 7回開催
⇒ その他、連携会議の前に部会開催
4回開催

国保運営協議会（H29.3.30～H29.11.9）
市町村への意見照会（H29.10.26～11.7）
パブリックコメント（H29.11.21～12.8） 県政参画電子アンケート（H29.12.8～12.18）
国保運営協議会（H29.12.21） 答申（H30.2.14）

6 参考（主な記載事項）

〈必須事項〉

- (1) 国保の医療費、財政の見通し
- (2) 市町村の保険料の標準的な算定方法に関する事項
- (3) 保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- (4) 保険給付の適正な実施に関する事項
・海外療養費の審査等の専門的な知見を要する事務の共同実施 等

〈任意項目〉

- (5) 医療費適正化に関する事項
・後発医薬品の使用促進、医療費通知の共同実施等
- (6) 市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項
- (7) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項
- (8) 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等

【参考：国民健康保険法】

(都道府県国民健康保険運営方針)

- 第八十二条の二 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県国民健康保険運営方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
 - 二 当該都道府県内の市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項
 - 三 当該都道府県内の市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
 - 四 当該都道府県内の市町村における保険給付の適正な実施に関する事項
 - 3 都道府県国民健康保険運営方針においては、前項に規定する事項のほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 医療に要する費用の適正化の取組に関する事項
 - 二 当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
 - 三 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項
 - 四 前項各号（第一号を除く。）及び前三号に掲げる事項の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項
 - 4 都道府県は、当該都道府県内の市町村のうち、当該市町村における医療に要する費用の額が厚生労働省令で定めるところにより被保険者の数及び年齢階層別の分布状況その他の事情を勘案してもなお著しく多額であると認められるものがある場合には、その定める都道府県国民健康保険運営方針において、前項第一号に掲げる事項として医療に要する費用の適正化その他の必要な措置を定めるよう努めるものとする。
 - 5 都道府県国民健康保険運営方針は、高齢者の医療の確保に関する法律第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
 - 6 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県内の市町村の意見を聴かなければならない。
 - 7 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
 - 8 市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。